

東部地域広域水道企業団給水区域にお住いの皆様へ

平成29年4月使用分から水道料金が変わります。

東部地域広域水道企業団では、平成28年3月に東部地域広域水道企業団水道料金審議会からの答申を受け、東部地域広域水道企業団議会の意見を考慮して、平均19.86%の料金を値上げすることになりました。

皆様には、大変なご負担をおかけしますが、安全で安心な水を安定的に供給する水道企業団の財政の健全化を図るために水道料金の改定に対する皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎料金表はこのように変わります。 1箇月あたり (消費税抜き)

現行料金(平成29年3月分まで)				改定後料金(平成29年4月分より)			
口径	基本料金	超過料金		口径	基本料金	超過料金	
13mm	1,110円	11m ³ ~50m ³	165円	13mm	1,330円	11m ³ ~50m ³	198円
20mm	1,460円	51m ³ ~100m ³	180円	20mm	1,750円	51m ³ ~100m ³	216円
25mm	2,600円	101m ³ ~	210円	25mm	3,090円	101m ³ ~	252円
30mm	3,620円	11m ³ ~50m ³ 51m ³ ~100m ³ 101m ³ ~	175円 190円 225円	30mm	4,320円	11m ³ ~50m ³ 51m ³ ~100m ³ 101m ³ ~	210円 228円 270円
40mm	5,860円			40mm	6,980円		
50mm	10,140円			50mm	12,080円		
75mm	21,000円			75mm	25,020円		
100mm	32,600円			100mm	38,820円		
公衆浴場用	1m ³ につき	56円		公衆浴場用	1m ³ につき	67円	
臨時用	1m ³ につき	327円		臨時用	1m ³ につき	392円	

※ 基本料金は、1箇月あたり使用水量10m³までの料金です。

◎ 料金の計算方法 (検針及び、ご請求は、2箇月ごとに行います。)

① 計算式……(基本料金+超過料金)×消費税(1円未満切捨て) = 水道料金

② 計算例……口径13mmで2箇月34m³使用した場合。

ア 旧料金 (1,110円×2箇月+14m³×165円) × 1.08 = 4,892円

イ 新料金 (1,330円×2箇月+14m³×198円) × 1.08 = 5,866円

ウ 差額 5,866円 - 4,892円 = 974円 (1箇月あたり487円)

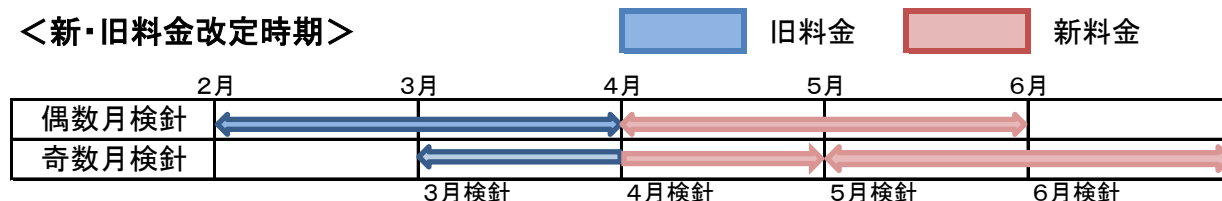
③ 計算例……口径20mmで2箇月42m³使用した場合。

ア 旧料金 (1,460円×2箇月+22m³×165円) × 1.08 = 7,074円

イ 新料金 (1,750円×2箇月+22m³×198円) × 1.08 = 8,484円

ウ 差額 8,484円 - 7,074円 = 1,410円 (1箇月あたり705円)

<新・旧料金改定時期>



※ 新旧料金がまたがる場合は、使用水量を等分として、それぞれ新旧料金で計算します。

なお、下水道使用料金は現行のままで変更はありません。

○ 問合せ先 東部地域広域水道企業団
TEL 0554-22-0099 FAX 0554-22-5472